

賃貸住宅を活用した居住安定確保に関する計画の策定について

答申（案）

令和3年〇月

大阪府住宅まちづくり審議会

目次

1. 計画策定にあたって	… 1
2. 現状及び課題	
2-1 居住支援の取組み	
①住宅セーフティネット制度	… 2
②セーフティネット住宅	… 6
③居住支援法人	… 8
④協力店・相談協力店（不動産事業者）	… 10
⑤居住支援協議会	… 11
2-2 住宅確保要配慮者の属性ごとの居住支援	
(1) 高齢者世帯	… 13
(2) 障がい者世帯	… 25
(3) 子育て世帯	… 27
(4) 外国人世帯	… 33
(5) 性的マイノリティ及びその他の住宅確保要配慮者	… 37
3. 施策の推進について	
3-1 居住支援の取組み	
①住宅セーフティネット制度	… 40
②セーフティネット住宅	… 41
③居住支援法人	… 43
④協力店・相談協力店（不動産事業者）	… 44
⑤居住支援協議会	… 44
⑥連携、情報共有の強化	… 45
3-2 住宅確保要配慮者の属性ごとの居住支援	
(1) 高齢者世帯	… 46
(2) 障がい者世帯	… 47
(3) 子育て世帯	… 49
(4) 外国人世帯	… 49
(5) 性的マイノリティ及びその他の住宅確保要配慮者	… 50
4. 参考資料	
・大阪府住宅まちづくり審議会居住安定確保計画推進部会 委員・専門委員及び専門家名簿	… 51
・大阪府住宅まちづくり審議会居住安定確保計画推進部会審議経過	… 52
・法定計画について	… 53

1. 計画策定にあたって

大阪府住宅まちづくり審議会は、令和3年1月に、大阪府知事より「賃貸住宅を活用した居住の安定確保に関する計画の策定について」の諮問を受け、居住安定確保計画推進部会において審議を進めてきました。

この間、本年3月には、「住生活基本法（平成18年法律第61号）」に基づく「住生活基本計画（全国計画）」が定められ、現在、大阪府において、同法に基づく都道府県計画である「住まうビジョン・大阪」の改定が進められています。

また、同じく3月には、本審議会より知事に「大阪における今後の住宅まちづくり政策のあり方について」を答申し、この中で、「福祉施策とも連携し、居住支援の仕組みを機能させつつ、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅といった住宅ストック全体を活用して居住の安定確保を図るため、これまでの取組みの方向性を継続・発展させていくことが必要です。」としました。

大阪府は、これまで「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）」に基づく「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」及び「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）」に基づく「大阪府賃貸住宅供給促進計画」を策定し、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保に取り組んでいます。

このたび、上記2種の計画について審議を行ってきた大阪府高齢者及び障がい者住宅計画等審議会を本審議会に発展統合し、大阪における住宅まちづくり政策の方向性に合わせて居住の安定確保に関する審議を行い、根拠法の異なる2種の計画を統合した計画の策定に取り組むことは、非常に画期的であると言えます。

本答申を踏まえて、賃貸住宅を活用した居住の安定確保に関する計画を策定し、大阪府地域福祉支援計画、大阪府高齢者計画、大阪府障がい者計画等の関連計画における取組みとも連携して、総合的かつ効果的な施策を推進することを期待します。

2. 現状及び課題

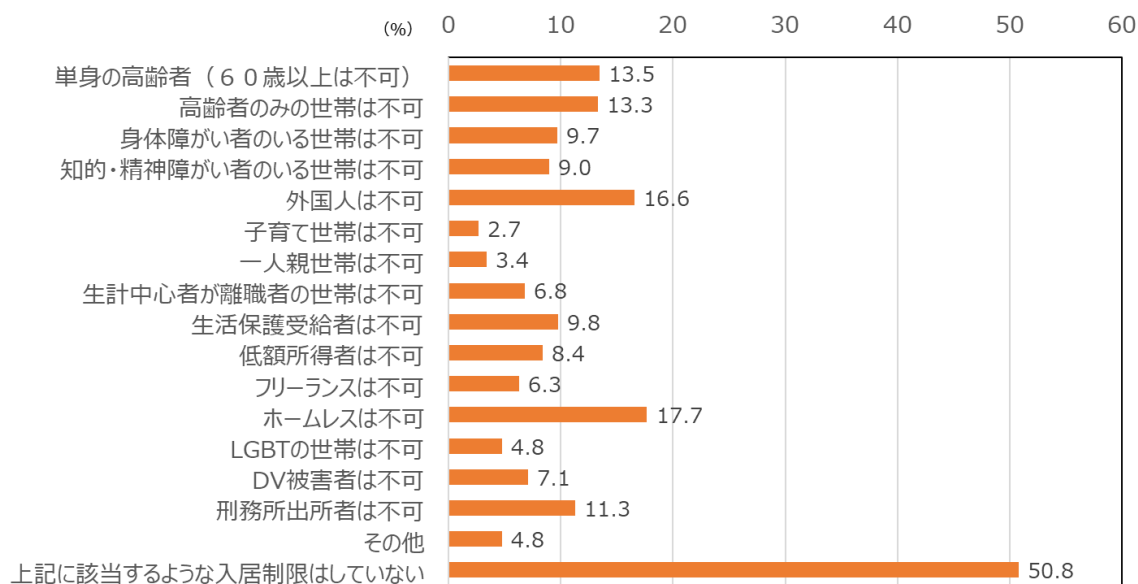
2-1 居住支援の取組み

①住宅セーフティネット制度

民間賃貸住宅の賃貸人（全国）へのアンケートでは、ホームレス、外国人、高齢者、障がい者などの入居を制限しているとの回答がありました（令和2年度居住支援活動等の普及・促進に関する調査・検討業務報告書（国土交通省））。

○住宅確保要配慮者への入居拒否（全国） ※賃貸人アンケート（調査期間：令和2年10月8日～23日）

◆募集時の入居制限の有無



出典：令和2年度居住支援活動等の普及・促進に関する調査・検討業務報告書（国土交通省）

賃貸人が募集時の入居制限をする理由としては、「家賃の支払いに対する不安」「他の入居者・近隣住民との協調性に対する不安」などが挙げられ、入居に対しての不安解消のために必要な取組みとしては、「家賃債務保証の情報提供」「入居トラブルの相談対応」などが挙げられています（令和2年度居住支援活動等の普及・促進に関する調査・検討業務報告書（国土交通省））。

○募集時の入居制限をする理由（全国） ※賃貸人アンケート（調査期間：令和2年10月8日～23日）

◆住宅確保要配慮者への入居拒否

	全体	家賃の支払いに 対する不安	住宅の使用 方法に対する 不安	入居者以外の 者の出入りの 不安	留置・三葉草が 異なることへの 不安	他の入居者・近隣 住民との隣接性 に対する不安	居室内で 死亡事故等に 対する不安	生活サイクルが 異なることへの 不安	その他	(回答数) (%)
単身の高齢者 (60歳以上)	162 100.0	99 61.1	31 19.1	19 11.7	13 8.0	18 11.1	67 41.4	11 6.8	8 4.9	
高齢者のみの世帯	160 100.0	70 43.8	54 33.8	22 13.8	13 8.1	20 12.5	70 43.8	13 8.1	5 3.1	
身体障がい者のいる世帯	116 100.0	46 39.7	48 41.4	21 18.1	16 13.8	25 21.6	20 17.2	11 9.5	8 6.9	
知的・精神障がい者の いる世帯	108 100.0	35 32.4	43 39.8	16 14.8	16 14.8	44 40.7	19 17.6	4 3.7	8 7.4	
外国人	199 100.0	94 47.2	84 42.4	66 33.2	97 48.7	51 25.6	13 6.5	30 15.1	7 3.5	
子育て世帯	32 100.0	8 25.0	6 18.8	6 18.8	4 12.5	11 34.4	2 6.3	2 6.3	5 15.6	
一人親世帯	41 100.0	13 31.7	11 26.8	11 26.8	9 22.0	6 14.6	4 9.8	6 14.6	4 9.8	
生活保護受給者	117 100.0	85 72.6	21 17.9	20 17.1	6 5.1	22 18.8	15 12.8	18 15.4	12 10.3	
低額所得者	101 100.0	78 77.2	15 14.9	7 6.9	9 8.9	20 19.8	11 10.9	9 8.9	7 6.9	
LGBTの世帯	57 100.0	16 28.1	8 14.0	18 31.6	9 15.8	19 33.3	6 10.5	7 12.3	10 17.5	
DV被害者	85 100.0	29 34.1	25 29.4	26 30.6	7 8.2	34 40.0	16 18.8	7 8.2	9 10.6	

※選択肢の中から最大3つまで選択。

出典：令和2年度居住支援活動等の普及・促進に関する調査・検討業務報告書（国土交通省）

○入居に対しての不安解消のために必要な取組（全国） ※賃貸人アンケート（調査期間：令和2年10月8日～23日）

◆類型別の募集時の入居制限理由

	全体	物件を拒まない 情報の情報発信	家賃債務保証の 情報提供	契約手続の サポート	見守りや 生活支援	入居トラブルの 相談対応	金銭・財産管理	死亡時の 残存財産処理	その他	(回答数) (%)
単身の高齢者 (60歳以上)	156 100.0	68 43.6	38 24.4	22 14.1	42 26.9	23 14.7	19 12.2	50 32.1	9 5.8	
高齢者のみの世帯	155 100.0	43 27.7	44 28.4	34 21.9	51 32.9	17 11.0	26 16.8	58 37.4	10 6.5	
身体障がい者のいる世帯	108 100.0	25 23.1	28 25.9	34 31.5	33 30.6	27 25.0	10 9.3	16 14.8	9 8.3	
知的・精神障がい者が いる世帯	101 100.0	24 23.8	22 21.8	22 21.8	34 33.7	25 24.8	13 12.9	11 10.9	12 11.9	
外国人世帯	189 100.0	43 22.8	62 32.8	47 24.9	29 15.3	86 45.5	24 12.7	19 10.1	22 11.6	
子育て世帯	29 100.0	10 34.5	6 20.7	2 6.9	8 27.6	4 13.8	3 10.3	3 10.3	6 20.7	
一人親世帯	40 100.0	7 17.5	8 20.0	7 17.5	6 15.0	9 22.5	5 12.5	5 12.5	3 7.5	
生活保護受給者	110 100.0	26 23.6	37 33.6	21 19.1	20 18.2	35 31.8	29 26.4	16 14.5	14 12.7	
低額所得者	93 100.0	18 19.4	39 41.9	7 7.5	12 12.9	24 25.8	27 29.0	13 14.0	8 8.6	
LGBTの世帯	48 100.0	11 22.9	9 18.8	9 18.8	11 22.9	12 25.0	7 14.6	5 10.4	12 25.0	
DV被害者	76 100.0	16 21.1	15 19.7	16 21.1	18 23.7	23 30.3	6 7.9	12 15.8	14 18.4	

※選択肢の中から最大3つまで選択。

出典：令和2年度居住支援活動等の普及・促進に関する調査・検討業務報告書（国土交通省）

また、大阪府人権問題に関する府民の意識調査において、障がいのある人、日本に居住している外国人、性的マイノリティに関して賃貸住宅などへの入居に困難が「あると思う」「どちらかといえばあると思う」との回答が多くあります（令和2

年度人権問題に関する府民意識調査報告書)。

○人権問題に関する府民意識調査

○障がいのある人に関して、障がいのある人が賃貸住宅などへ入居することが困難であることについて「あると思う」「どちらかといえばあると思う」の割合は68.2%であった。
 ○日本に居住している外国人に関して、賃貸住宅などの申込みや入居において不利な扱いを受けることについて「あると思う」「どちらかといえばあると思う」の割合は64.1%であった。

【障がいのある人】

	回答者数	あると思う	あると思う	あると どちらか といえば	ない と思う	ない と思う	ない と思う	わからない	無回答
(1) 道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすい配慮が足りないこと	1000 1553	82.5 1281	45.5 706	37.0 575	11.1 173	8.7 135	2.4 38	5.9 91	0.5 8
(2) 仕事に就く機会が少なく、また、障がいのある人が働くための職場の環境整備が十分でないこと	1000 1553	81.7 1269	43.5 676	38.2 593	7.7 119	5.9 91	1.8 28	9.9 153	0.8 12
(3) 障がいのない子どもたちと一緒に学ぶ環境整備など、学校の受け入れ体制が十分でないこと	1000 1553	89.0 1072	34.4 535	34.6 537	14.1 219	10.8 167	3.3 52	16.0 248	0.9 14
(4) 障がいのある人が賃貸住宅などへ入居することが困難であること	1000 1553	68.2 1060	36.5 567	31.7 493	8.0 123	5.7 88	2.3 35	22.7 353	1.1 17
(5) 病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けたりすること	1000 1553	72.0 1117	48.4 751	23.8 366	11.8 183	7.7 120	4.1 63	15.3 237	1.0 16
(6) 音声案内や字幕など、情報を分かりやすい形にして伝える配慮が足りないこと	1000 1553	69.3 1076	32.1 498	37.2 578	16.8 261	12.7 198	4.1 63	12.9 201	1.0 15
(7) 障がいがあることを理由とした宿泊施設や公共交通機関の利用、店舗等への入店を拒否されること	1000 1553	63.8 990	38.4 596	25.4 394	18.7 291	13.9 216	4.8 75	16.6 258	0.9 14
(8) 障がいのある人の意見や行動が尊重されないこと	1000 1553	66.1 1027	35.5 552	30.6 475	16.8 261	12.2 189	4.6 72	16.0 248	1.1 17
(9) スポーツ活動や文化活動への参加に対する配慮がなされていないこと	1000 1553	56.2 874	25.0 389	31.2 485	22.8 354	17.6 273	5.2 81	19.9 309	1.0 16

※(1)~(9)それぞれについて、いずれか1つを選択。

【日本に居住している外国人】

	回答者数	あると思う	あると思う	あると どちらか といえば	ない と思う	ない と思う	わからない	無回答
(1) 就職や仕事の内容・待遇などにおいて不利な条件に置かれていること	1000 1553	71.8 1114	35.4 549	36.4 565	12.6 196	9.1 142	3.5 54	15.0 233
(2) 賃貸住宅などの申込みや入居において不利な扱いを受けること	1000 1553	64.1 996	29.3 455	34.8 541	13.6 211	9.2 143	4.4 68	21.4 333
(3) 宿泊施設、店舗等への入店や施設の利用を拒否されること	1000 1553	47.5 737	23.5 365	24.0 372	30.9 480	20.2 314	10.7 166	20.7 321
(4) 結婚相手やパートナーとの交際で周囲から反対を受けること	1000 1553	61.8 959	26.5 411	35.3 548	20.7 321	14.5 225	6.2 96	16.7 260
(5) 子どもに対して、自国の文化や生活習慣に合った教育が行われにくいこと	1000 1553	57.2 887	22.2 344	35.0 543	19.0 294	12.4 192	6.6 102	22.9 355
(6) 文化や生活習慣の違いを理由とする嫌がらせを受けること	1000 1553	63.6 988	32.7 508	30.9 480	18.3 284	13.0 202	5.3 82	17.1 265
(7) 病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分なこと	1000 1553	68.4 1062	29.4 456	39.0 606	19.7 306	13.8 214	5.9 92	11.3 175
(8) 特定の人種や民族の人々を排斥する不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)があること	1000 1553	68.3 1061	40.1 623	28.2 438	13.0 201	9.0 139	4.0 62	17.7 275
(9) 政治に意見が十分反映されないこと	1000 1553	62.7 974	31.9 496	30.8 478	13.8 214	9.2 143	4.6 71	22.5 349

出典：令和2年人権問題に関する府民意識調査報告書

○性的マイノリティに関して、賃貸住宅などへの入居を拒否されることについて「あると思う」「どちらかといえばあると思う」の割合は47.3%であった。

【性的マイノリティ】

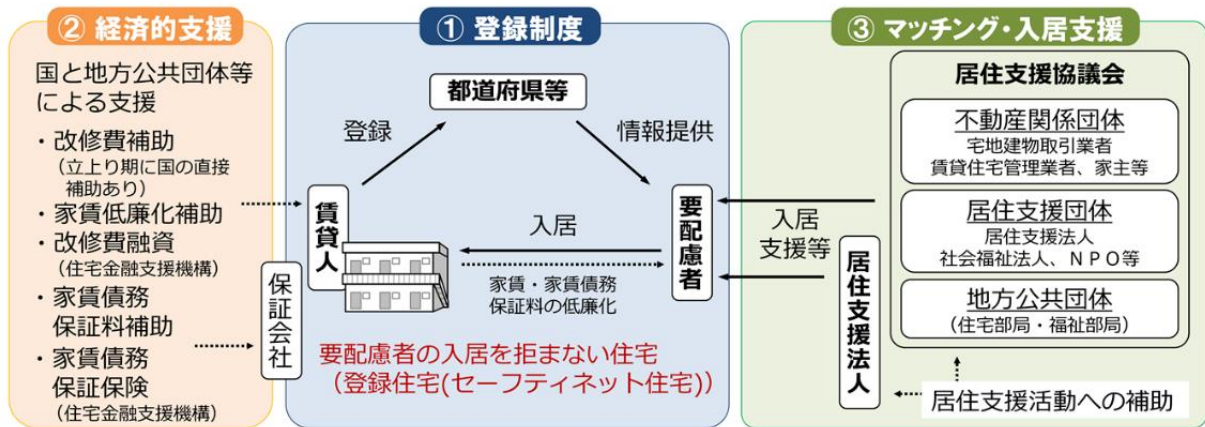
	回答者数	あると思う	あると思う	あると どちらか といえば	ない と思う	ない と思う	わからない	無回答
(1) 性的マイノリティへの理解や認識が不足していること	1000 1553	74.9 1164	38.5 598	36.4 566	10.1 156	7.0 108	3.1 48	13.1 204
(2) 学校や職場などで嫌がらせやいじめを受けること	1000 1553	72.7 1128	40.6 630	32.1 498	10.3 160	7.2 112	3.1 48	15.3 238
(3) 就職の時や職場で不利な扱いを受けること	1000 1553	65.4 1016	33.6 522	31.8 494	14.5 225	10.6 164	3.9 61	18.2 283
(4) 性的マイノリティに対する相談や支援体制が十分でないこと	1000 1553	67.0 1041	34.1 530	32.9 511	9.5 148	6.6 103	2.9 45	21.4 333
(5) 賃貸住宅などへの入居を拒否されること	1000 1553	47.3 734	25.6 397	21.7 337	24.0 374	15.6 243	8.4 131	26.8 416
(6) 宿泊施設、店舗等への入店や施設の利用を拒否されること	1000 1553	41.4 644	24.1 375	17.3 269	33.1 515	20.3 316	12.8 199	23.4 364
(7) 本人が遠慮していないのに、自らの性的指向や性自認を他人に広められること(アウトティング)	1000 1553	66.5 1032	40.9 635	25.6 397	11.2 174	7.3 114	3.9 60	20.5 318
(8) パートナーがいても、婚姻と同等に扱われないこと	1000 1553	70.0 1086	40.6 630	29.4 456	10.1 157	6.0 93	4.1 64	18.1 281
(9) じろじろ見られたり、避けられたりすること	1000 1553	68.1 1058	35.7 555	32.4 503	14.5 226	10.0 156	4.5 70	15.5 240

※(1)~(9)それぞれについて、いずれか1つを選択。

出典：令和2年人権問題に関する府民意識調査報告書

平成29年の住宅セーフティネット法改正により、高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）の登録制度の創設等を柱とした、新たな住宅セーフティネット制度が示されました。

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



出典：令和2年度都道府県等高齢者住宅担当課長会議資料（国土交通省）

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- 社会福祉法人
- 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

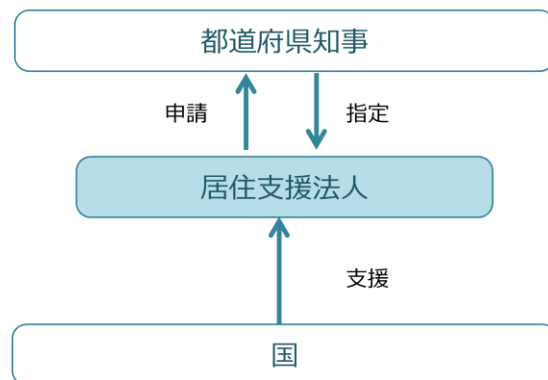
- 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- 見守りなど要配慮者への生活支援
- ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

● 居住支援法人への支援措置

- 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- 〔R3年度予算〕共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数

【制度スキーム】



出典：居住支援法人制度の概要（国土交通省）

大阪府では、高齢者や障がい者等の入居を受け入れる賃貸住宅の登録制度である「大阪あんしん賃貸支援事業」を平成19年に創設し、平成29年3月には耐震性等を確保した住宅を登録する「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」に移行するなど、平成29年10月25日に施行された住宅セーフティネット法の改正に先立

ち、高齢者や障がい者等の住まいの確保に対する取組みを行ってきました。

また、平成 29 年 12 月に策定した「大阪府賃貸住宅供給促進計画」において、住宅確保要配慮者の範囲を次のように定めています。

① 法で定められた者

- ・低額所得者
- ・被災者(発災後 3 年以内)
- ・高齢者
- ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他の障がい者
- ・子ども(高校生相当以下)を養育している者(妊婦がいる世帯も含む)

② 規則で定められた者

- ・外国人
- ・中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所入所者
- ・DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者
- ・北朝鮮拉致被害者等
- ・犯罪被害者等
- ・生活困窮者
- ・更生保護対象者
- ・東日本大震災による被災者
- ・供給促進計画で定める者

③ 基本方針に示されている者

- ・海外からの引揚者
- ・新婚世帯
- ・原子爆弾被爆者
- ・戦傷病者
- ・児童養護施設退所者
- ・LGBTをはじめとする性的マイノリティ
- ・UIJ ターンによる転入者
- ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

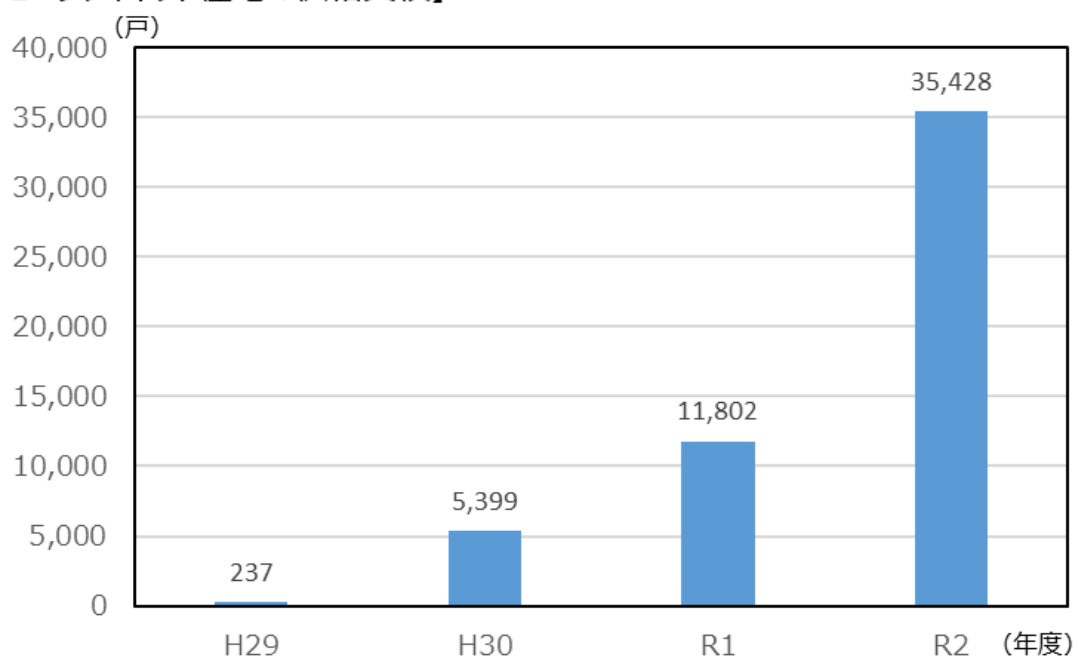
② セーフティネット住宅

住宅セーフティネット法においては、セーフティネット住宅の登録申請にあたって、賃貸人は入居を拒まないこととする住宅確保要配慮者の範囲を定めることが可能となっていますが、大阪府では、「大阪府賃貸住宅供給促進計画 平成 29 年 12 月」において、高齢者専用などの住宅確保要配慮者専用賃貸住宅とする場合を除き、

「対象となる住宅確保要配慮者の範囲を限定しない」こととし、入居拒否・入居差別の解消に向けて取り組んでいます。

また、大阪府賃貸住宅供給促進計画において、住宅セーフティネット法に規定する住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅（セーフティネット住宅）の供給目標を令和7年度末までに府域全体で2万戸として設定しましたが、令和2年度中に達成しました（35,428戸 令和3年3月末時点）。

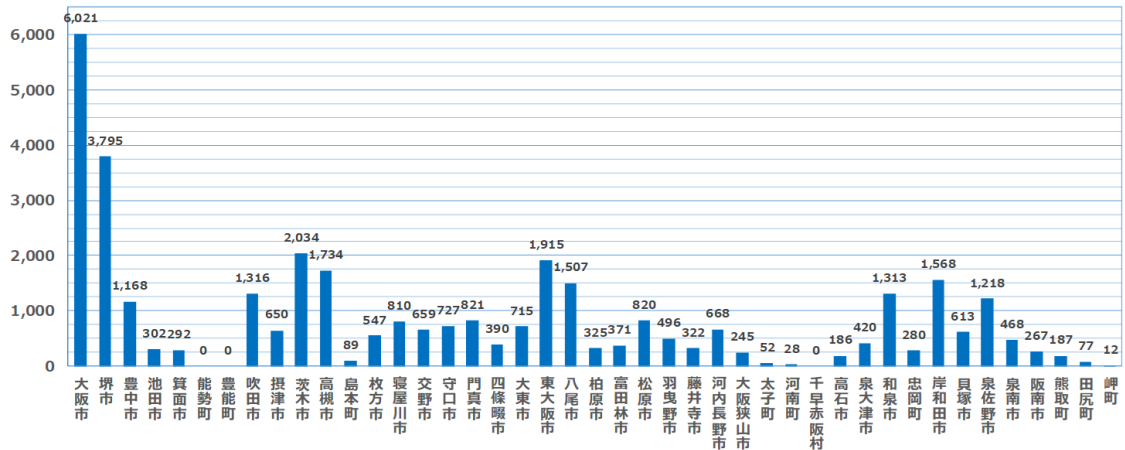
【セーフティネット住宅の供給実績】



セーフティネット住宅の登録は、大阪市内及び堺市内の戸数が多く、地域（高齢者保健福祉圏）別に民間賃貸住宅戸数と比較すると泉州地域及び南河地地域のセーフティネット住宅割合が高い状況です（令和3年3月末時点）。

【市町村別セーフティネット住宅登録数】

戸／35,428戸（R3年3月末時点）



高齢者保健福祉圏	大阪市	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	堺市	泉州	合計
SN住宅登録数	6,021	3,078	4,507	4,669	3,747	3,002	3,795	6,609	35,428
民間賃貸住宅数	597,500	139,830	89,000	123,280	97,070	43,480	78,600	66,830	1,235,590
SN住宅登録数/民間賃貸住宅数 (%)	1.01	2.20	5.06	3.79	3.86	6.90	4.83	9.89	2.87

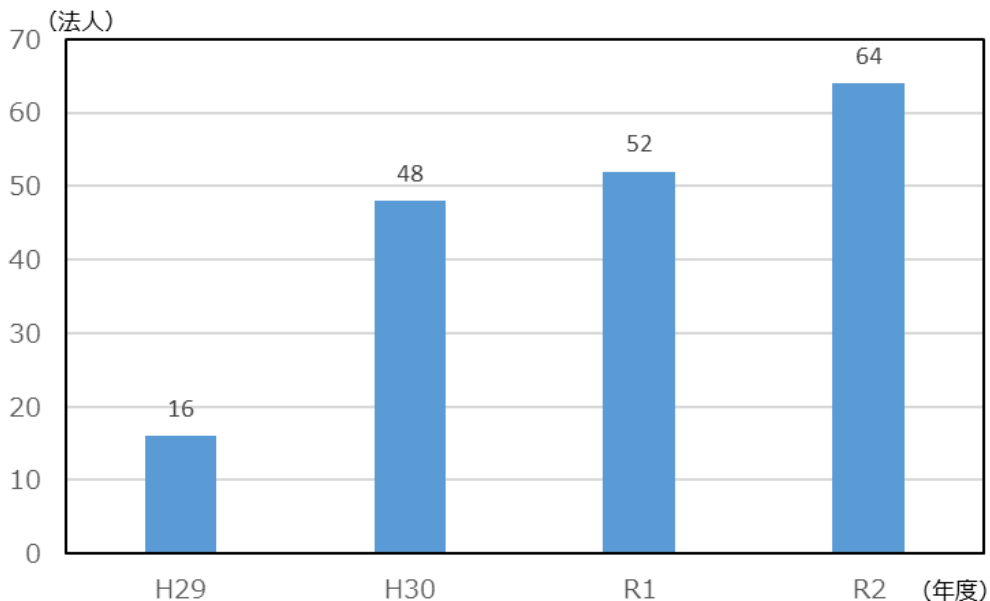
※民間賃貸住宅数については、H30住宅・土地統計調査によるもので、町村は除く。

※民間賃貸住宅数については、H30 住宅・土地統計調査によるもので、町村は除く。

③居住支援法人

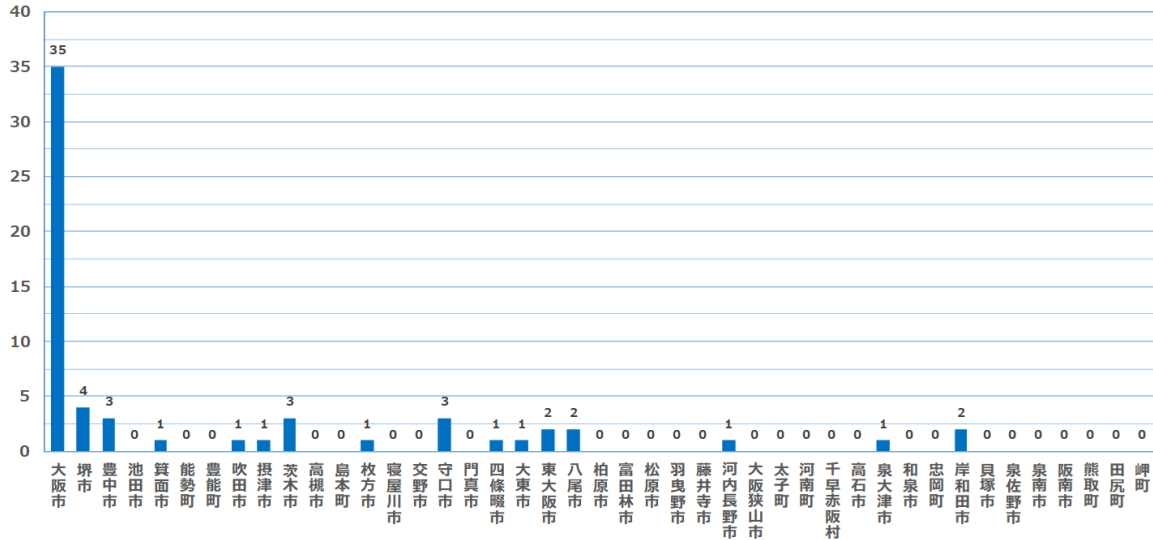
住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住まい探しの相談対応や情報提供、家賃債務保証、見守りなどの生活支援、家財処分など様々な支援を行う法人を、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援法人として知事が指定しています。

【居住支援法人指定数】



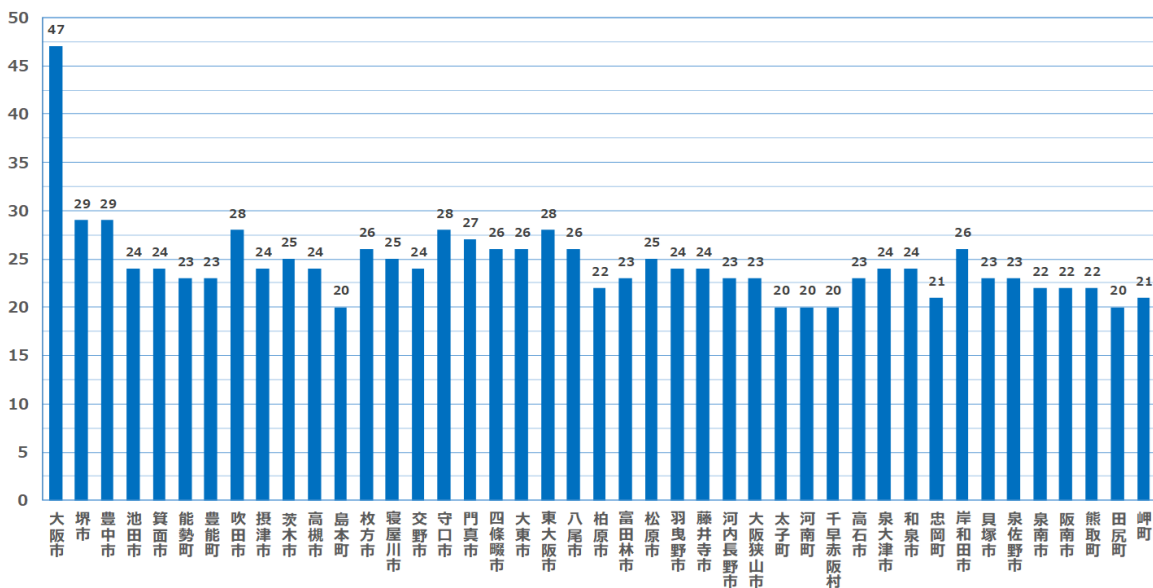
居住支援法人の主な活動エリアについては、大阪市が過半となっています（令和3年2月末時点）。

【市町村別居住支援法人の主な活動エリア】
法人数/62法人（R3年2月末時点）



一方、大阪府内全域を活動エリアとする居住支援法人が 20 法人以上あり、府内全市町村において一定数以上の居住支援法人が活動しています（令和3年2月末時点）。

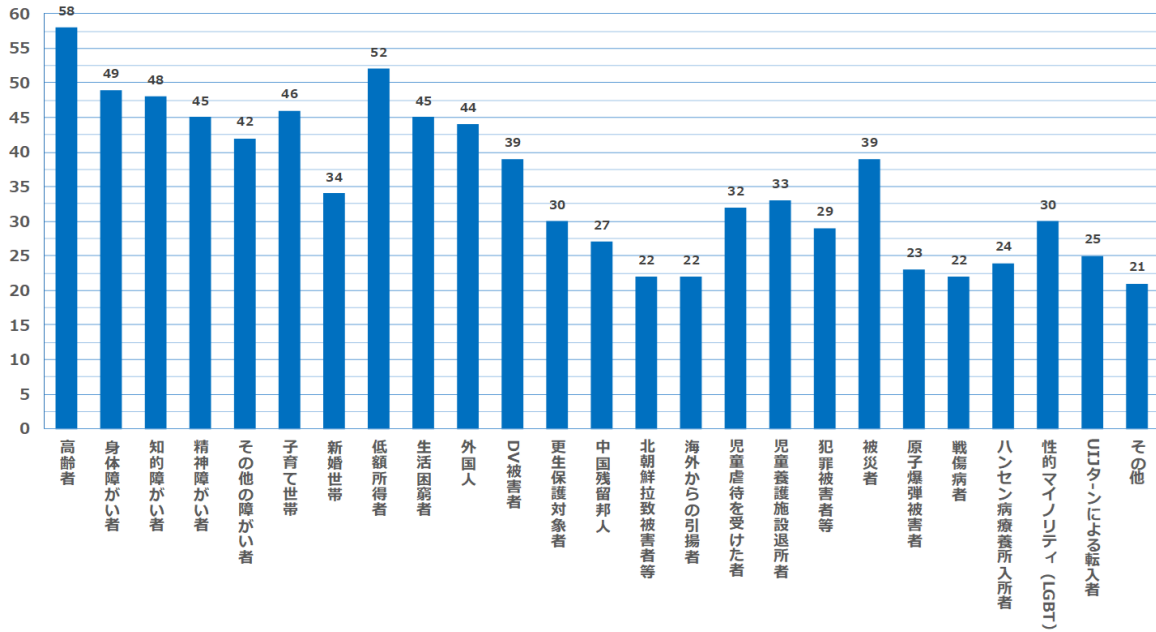
【市町村別居住支援法人の活動エリア】
法人数/62法人（R3年2月末時点）



大阪府内では、住宅確保要配慮者のどの属性においても、支援できる居住支援法人は一定数あります（令和3年1月末時点）。

【居住支援法人の属性別支援状況】

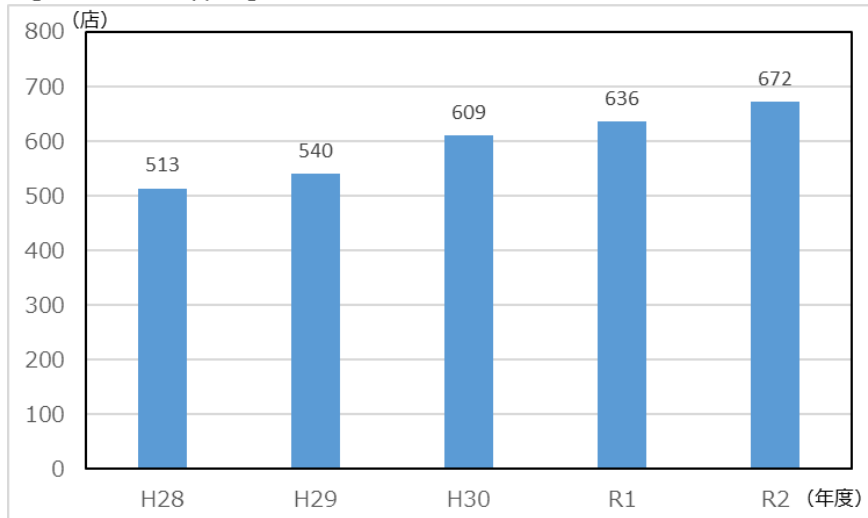
法人数/60法人（R3年1月末時点）



④協力店・相談協力店（不動産事業者）

大阪府独自の取組みとして、不動産関係団体等の協力のもと、セーフティネット住宅の紹介など住宅確保要配慮者の住まい探し相談に応じる不動産事業者を「協力店」として登録しています。協力店のうち、市役所等で行われる住まい探し相談会において出張相談に応じるなど、特に積極的に相談対応等に取り組む不動産事業者を「相談協力店」として知事が指定しています。

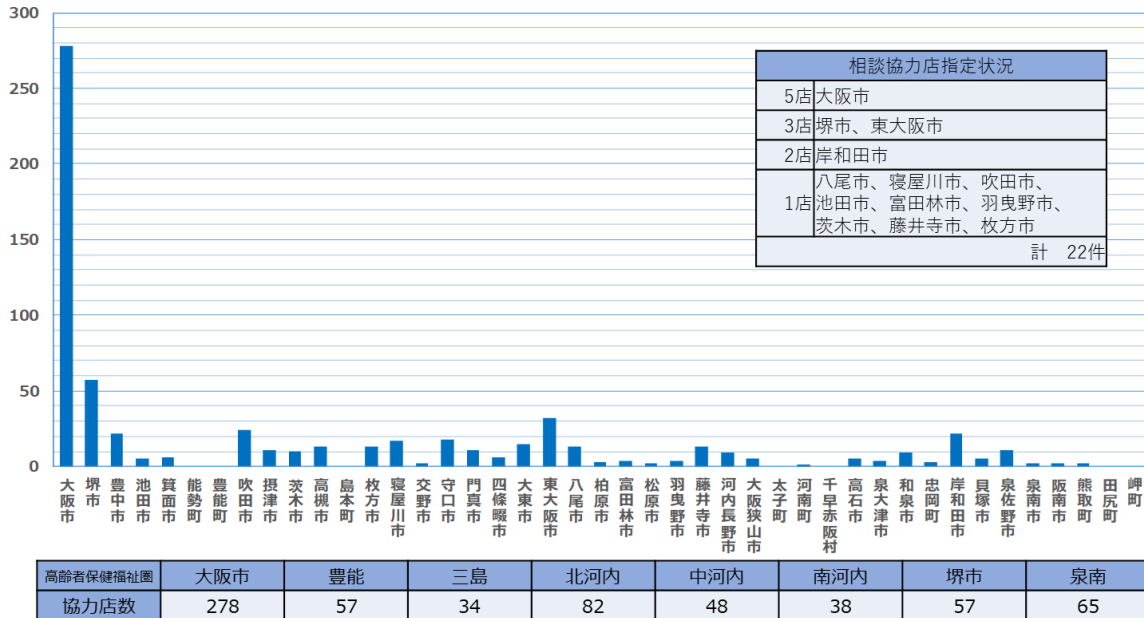
【協力店登録件数】



協力店がない市町村もありますが、地域（高齢者保健福祉圏）別には一定数の協力店、相談協力店があります（令和3年3月末時点）。

【市町村別協力店登録状況】

協力店数/672店（R3年3月末時点）



⑤居住支援協議会

住宅確保要配慮者への支援等を行うため、行政、不動産関係団体、居住支援法人等が連携し、住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）を設置しています。行政が参画している大阪府内の居住支援協議会としては、大阪府全域の居住支援協議会であるOsaka あんしん住まい推進協議会の他に、豊中市居住支援協議会、岸和田市居住支援協議会があります（令和3年3月末時点）。

平成30年度に実施した府の居住支援体制整備促進事業をきっかけに居住支援法人を中心とした勉強会などを行っている地域もあり、大阪府も参加して居住支援協議会の設立に向けた助言を行っています。また、居住支援協議会設立に向けて、Osaka あんしん住まい推進協議会が勉強会などの資料作成等を支援しています。

【大阪府内の居住支援協議会数 3協議会（府、豊中市、岸和田市）】

- ・Osaka あんしん住まい推進協議会（府協議会） 平成27年3月25日設立
入会している市町村数 39市町村（未入会：能勢町、豊能町、島本町、忠岡町）
- ・豊中市居住支援協議会 平成30年11月2日設立
- ・岸和田市居住支援協議会 令和元年8月28日設立

主な活動内容

- 民間賃貸住宅**オーナー**への**支援や情報提供**
- 高齢者や障がい者等への**賃貸住宅情報**の提供
- 貸主、借主双方への**支援方策**の検討
- 正会員による**居住支援活動**の検討



各種情報冊子の作成



大阪あんしん住まい 発行物 検索

法に基づく居住支援協議会



ホームページでの情報提供



大阪あんしん住まい 検索

【正会員】

- 〔不動産関係団体〕（5団体）
 - ・（公財）日本賃貸住宅管理協会大阪府支部
 - ・（一社）大阪府宅地建物取引業協会
 - ・（公社）全日本不動産協会大阪府本部
 - ・（一社）大阪賃貸住宅経営協会
 - ・（一社）不動産流通経営協会近畿支部
- 〔公的事業者〕（4団体）
 - ・大阪府住宅供給公社
 - ・大阪市住宅供給公社
 - ・独立行政法人 都市再生機構西日本支社
 - ・独立行政法人 住宅金融支援機構 近畿支店
- 〔地方公共団体〕（40団体）
 - ・大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、泉南市、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村、藤井寺市、大阪狭山市、四條畷市、守口市、泉大津市、阪南市、貝塚市、熊取町、交野市、松原市、柏原市、田尻町、大阪府

【居住サポート会員】

- ・あんしん賃貸支援事業登録事業者（協力店 672店、賃貸人、居住支援法人 64団体）
- ・居住支援等の活動を行う非営利団体（NPO等）
- ・福祉関係団体

【賛助会員】

- ・本会の目的に賛同し、本会の事業に積極的に賛助する民間団体、民間事業者
- ・居住支援サービス商品を扱う民間事業者